

# 意見書案第 16 号

## すべてのアスベスト被害者の 早期救済・解決を図ること等を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を  
求める。

平成26年9月25日提出

提出者	中間市議会議員	宮下 寛
賛成者	〃	青木 孝子
〃	〃	田口 澄雄

## すべてのアスベスト被害者の早期救済・解決を図ること等を求める意見書

アスベストを大量に使用した事によるアスベスト（石綿）被害は多くの国民に広がっています。

アスベスト（石綿）被害について、欧米諸国においては、製造業の従事者に多くの被害者が出ているのに比べ、日本では建設業従事者に最大の被害者が生まれていることが特徴です。それはアスベストのほとんどが建設資材などとして建設現場で使用され、そして国においても建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を進めたことに原因があります。

1960年代から、石綿粉じんが、じん肺（石綿肺）の原因となったり、中皮種、肺がんなどを引き起こす発がん物質であるという研究・報告が相次いで出され、1971年、ILOやWHOが石綿を発がん物質に認定しました。以降、世界各国で使用規制が強化されました。

しかし、日本における使用規制は大幅に遅れ、製造・使用禁止は2006年とごく最近であり、今まさに被害が広がりだしたところであり、ピークはこれからであるといえます。特に建設業は重層下請け構造や「従事者が数多くの現場にわたって就労する」ことから、労働災害として認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償もありません。

また被害者の多くが高齢化し、それに伴う病状の進行を考慮すれば、被害者の救済に向けて速やかな対処が求められます。

現在でも、建物の改修・解体に伴うアスベストの飛散が起こっており、建設業従事者だけでなく、今後多くの国民から「新たな被害者」を生み出してしまう恐れがある現在進行形の公害です。東日本大震災で発生した大量のガレキ処理についても被害の拡大が心配されています。

よって、本市議会は、すべてのアスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施と、アスベスト被害の拡大を根絶する対策及びアスベストの拡散を防止する対策を直ちに採り、アスベスト問題の早期解決を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年9月25日

中間市議会

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
国土交通大臣	太田	昭宏	殿
厚生労働大臣	塩崎	恭久	殿
環境大臣	望月	義夫	殿